

令和元年11月21日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎市公共建築物特定天井対応方針について

資料 1 川崎市公共建築物特定天井対応方針について

資料 2 川崎市公共建築物特定天井対応方針

参考資料 1 特定天井（イメージ図）

まちづくり局

川崎市公共建築物特定天井対応方針について

(1) 現状・課題

【現状】

- 東日本大震災等で大規模空間の天井脱落が多数生じたことを受け、本市は吊り天井の補強対策(振れ止め設置、接合部分補強等)を行い、安全性向上を図ってきました。
- 平成26年4月に改正建築基準法施行令が施行され、特定天井の基準が新設されました。
- 避難施設である学校については、平成29年度までに特定天井対策を先行して進め完了しています。

【課題】

- 本市の一部の既存施設の特定天井は、現行の法令基準に合わない、既存不適格となっています。

(2) 取組の方向性

1 基本的な考え方

- 天井脱落による被害の軽減を図るため、「川崎市地震防災戦略」等の対象期間を踏まえ、公共建築物の特定天井対策を計画的に推進します。

2 対象施設及び目標年次

- 特定天井に該当し、対策を要する施設は25施設(30室)^{*1}です。
※1：29施設(38室)に実施した詳細調査により、対応を要することが判明した施設(室)。
- 「川崎市地域防災計画『震災対策編』」における、地震防災上重要となる公共建築物の位置づけを踏まえて、対象施設を①地震防災上重要となる施設、②上記以外の市民利用施設、③都市インフラを支える施設に分類します。
- 令和7年度までに全ての対象施設の事業着手^{*2}を目指します。
※2：基本計画等にとりかかること。

3 分類別の各施設の優先順位

- 脱落危険度、災害時に果たすべき施設機能の重要度、改修の難易度等、様々な要件を勘案しながら定めます。

(3) 具体的な取組内容

1 改修手法

撤去による改修	吊り天井の撤去が可能な施設
撤去及び新設による改修	吊り天井の撤去のみでは支障が生じる施設
落下防止措置による改修	上記改修方法が著しく困難な施設

2 事業計画

計画的に特定天井対策を推進していくために、次のとおり事業計画を定めます。

- 事業の推進については2期に分け、当初3年間(令和2～4年度)に事業着手することを目標とする施設を第1群とし、それ以降(令和5～7年度)を第2群とします。
- 第1群は、災害時に市または区の災害対策本部が設置される市区庁舎と撤去のみで迅速に対応が可能なスポーツ施設等を基本とします。
- 脱落危険度要素、市民サービスの確保、長寿命化対策工事等との連携、改修の難易度等を考慮のうえ、優先順位に反映させます。

○今後のスケジュール

分類	施設用途	第1群 令和2～4年度 事業着手	第2群 令和5～7年度 事業着手
①	市区役所 病院 帰宅困難者一時滞在施設 津波避難施設	分類① 9施設(10室)	分類① 6施設(6室)
②	美術館 集会所等 スポーツ施設 その他の市民利用施設	分類② 5施設(8室)	分類② 4施設(5室)
③	交通施設	分類③ 1施設(1室)	
25施設(30室)		15施設(19室)	10施設(11室)

川崎市公共建築物特定天井対応方針

令和元年 11 月策定

川 崎 市

1 基本方針

(1) 策定の経緯・趣旨

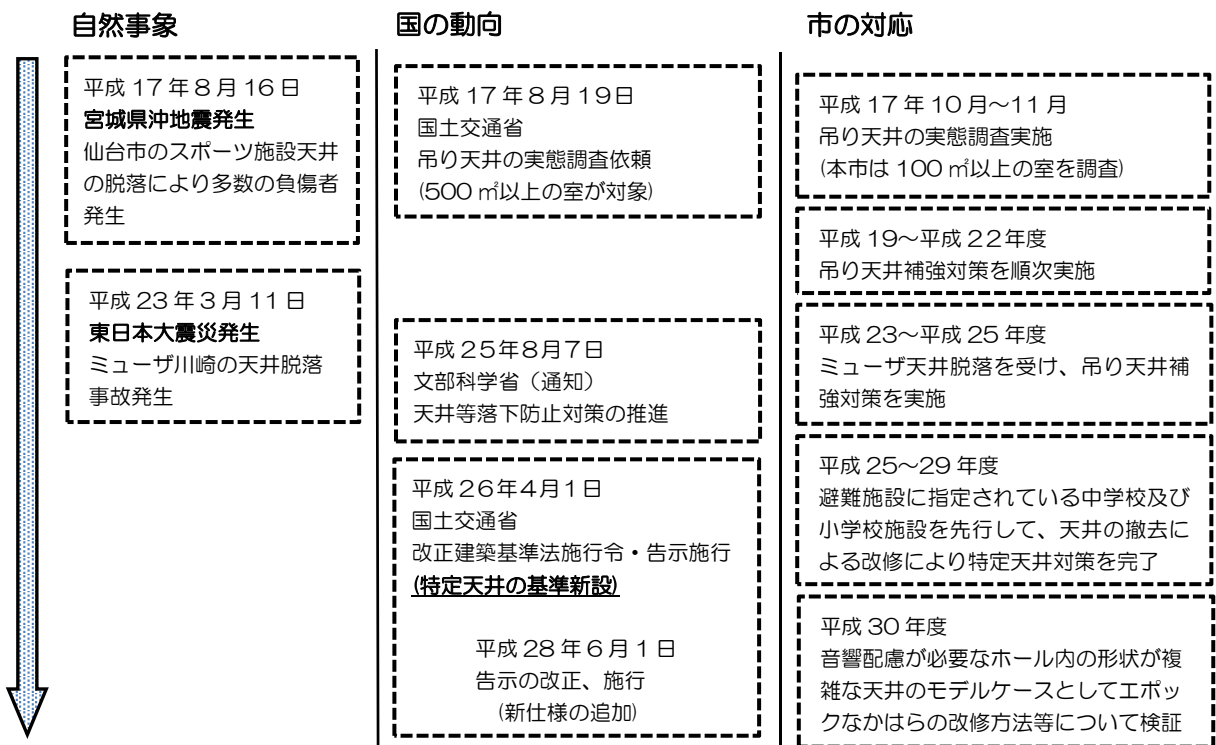
東日本大震災等で大規模空間の天井脱落が多数生じたことを受け、本市は吊り天井の補強対策（振れ止めの設置、接合部補強等）を行い、安全性の向上を図ってきましたが、平成26年4月に改正建築基準法施行令が施行され、特定天井^{※1}の基準が新設されたことにより、本市の一部の既存施設の特定天井は、現行の法令基準に合わない、既存不適格^{※2}となっています。

この間、避難施設である学校の特定天井対策を先行して進め完了しています。今後、他の公共建築物について、大規模地震発生時における市民利用施設のさらなる安全性向上や、施設機能の維持等を考慮し、既存不適格となっている全ての特定天井を改修し、天井脱落による被害の軽減を図ります。

※1：人が日常立ち入る場所にある吊り天井であって、①6mを超える高さがあり、②その水平投影面積が200㎡を超え、③天井部材の重さが2kg/㎡を超えるもの。

※2：法改正等により現行法基準に適合しないこと。増改築等をする場合には、現行法基準に適合させる等の必要がある。

<これまでの経緯>



(2) 対象施設及び目標年次

ア 対象施設は計25施設(30室)です。

イ 「川崎市地震防災戦略」等の対象期間を踏まえ、令和7(2025)年度までに全ての対象施設の事業着手^{※3}を目指します。また、事業着手後はすみやかに工事完了に向けて事業を推進します。

ウ 「川崎市地域防災計画『震災対策編』」における、地震防災上重要となる公共建築物の位置づけを踏まえて、対象施設を次のように分類し、目標年次を定めます。

※3：基本計画等にとりかかること。

対象施設の分類		施設数	室数	目標年次
①	地震防災上重要となる施設(市役所、区役所、病院、帰宅困難者一時滞在施設又は津波避難施設に指定されている施設)	15	16	目標期間前半(令和4(2022)年度)までに半数を事業着手
②	上記以外の市民利用施設	9	13	令和7(2025)年度までに全て事業着手
③	都市インフラを支える施設	1	1	
合計		25	30	

(3) 分類別の各施設の優先順位

分類別の各施設の優先順位は、脱落危険度、災害時に果たすべき施設機能の重要度、改修の難易度等を勘案しながら定めます。特に、災害時に市または区の災害対策本部が設置される市区庁舎については、最優先で対策に着手します。また、音響等への特別な配慮の必要性が低く、撤去のみで迅速に対応が可能なスポーツ施設等を優先します。さらに、市民利用施設については市民サービスの確保にも配慮します。

上記、分類別の目標年次や各施設の優先順位により、事業計画を策定します。

(4) 改修手法

ア 撤去による改修

施設の機能上、吊り天井の撤去が可能な施設については、原則撤去による改修とします。

イ 撤去及び新設による改修

施設の機能上、吊り天井の撤去のみでは支障となる施設については、原則撤去及び新設による改修とします。

ウ 落下防止措置による改修

ア又はイによる改修を行うことが著しく困難な場合や、再整備等の予定がある施設でそれまでの期間内に対策を講じる必要がある場合等には、ネット、ワイヤ又はロープ等の設置による落下防止措置(フェールセーフ)による改修とします。

2 事業計画

計画的に特定天井対策を推進していくために、次のとおり事業計画を定めます。

- (1) 基本方針に示した分類・目標年次にしたがって、実施時期を定めます。
- (2) 事業の推進については2期に分け、当初3年間（令和2～4年度）に事業着手することを目標とする施設を第1群とし、それ以降（令和5～7年度）を第2群とします。
- (3) 第1群は、災害時に市または区の災害対策本部が設置される市区庁舎と撤去のみで迅速に対応が可能なスポーツ施設等を基本としますが、次の事項を考慮のうえ、優先順位に反映させます。
 - ア 脱落危険度要素（吊り長さ（3m超）、単位重量（20kg/m²超）、天井直下の固定席）に配慮します。
 - イ 市民利用施設については市民サービスの確保に配慮します。
 - ウ 長寿命化対策工事等の保全・更新の機会に合わせて計画的で効率的な実施に努めます。
 - エ 音楽ホール等の音響性能の確保が必要な室や、天井の形状が複雑なもの等は、現状では設計手法が確立されていないため改修の難易度が高いことから、改修技術の成熟度を考慮します。
 - オ 再編整備等の事業計画が進められている施設については、その計画の中で対策を講じます（川崎病院・労働会館）。

分類	施設用途	第1群 令和2～4年度 事業着手	第2群 令和5～7年度 事業着手
①	市区役所	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 分類① 9施設(10室) </div>	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 分類① 6施設(6室) </div>
	病院		
	帰宅困難者一時滞在施設		
	津波避難施設		
②	美術館	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 分類② 5施設(8室) </div>	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 分類② 4施設(5室) </div>
	集会所等		
	スポーツ施設		
	その他の市民利用施設		
③	交通施設	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 分類③ 1施設(1室) </div>	
25施設(30室)		15施設(19室) (第1群リスト)	10施設(11室) (第2群リスト)

※リストは別紙参照

なお、今後社会情勢や、施設の状況・位置付け等に変化があった場合には、必要に応じて事業計画を見直します。

第1群リスト

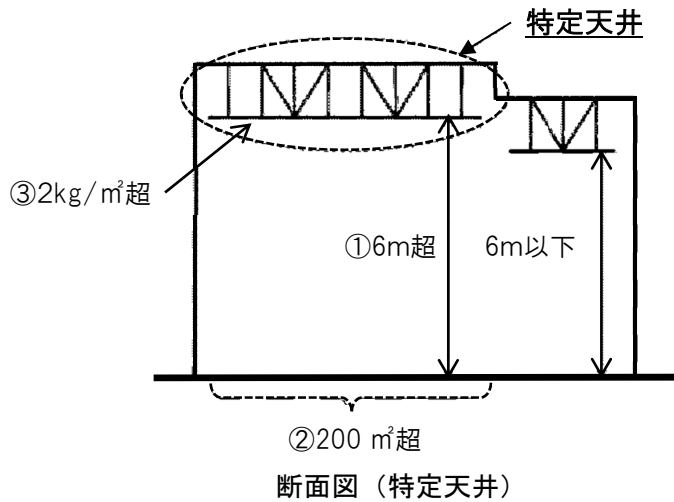
通番号	分類	施設用途	施設名	室名	所在区
1	①	市役所	川崎市役所第3庁舎	1階玄関ホール	川崎区
2	①	区役所	高津区役所	市民ホール	高津区
3	①	区役所	宮前区役所	2階ロビー	宮前区
4	①	区役所	麻生区役所	2階ロビー	麻生区
5	①	病院	川崎病院	玄関・待合ホール	川崎区
6	①	帰宅困難者一時滞在施設（集会所等）	宮前市民館・図書館	ホール客席	宮前区
7	①	帰宅困難者一時滞在施設（集会所等）	総合福祉センター （エポックなかはら）	ホール	中原区
8	①	帰宅困難者一時滞在施設・津波避難施設（スポーツ施設）	川崎市港湾振興会館	体育室	川崎区
9-1	①	帰宅困難者一時滞在施設（その他の市民利用施設）	川崎競輪場	メインスタンド観覧席	川崎区
9-2				メインスタンド前通路	
10	②	集会所等	労働会館	ホール	川崎区
11-1	②	集会所等	川崎市民プラザ	劇場（客席）	高津区
11-2		スポーツ施設		体育館（A）	
12-1	②	スポーツ施設	幸スポーツセンター	大体育室	幸区
12-2				小体育室	
13-1	②	スポーツ施設	宮前スポーツセンター	大体育室	宮前区
13-2				小体育室	
14	②	スポーツ施設	多摩スポーツセンター	室内温室プール	多摩区
15	③	交通施設	川崎駅東口駅前広場 大屋根サンライト	S4階段	川崎区

第2群リスト

通番号	分類	施設用途	施設名	室名	所在区
1	①	帰宅困難者一時滞在施設（集会所等）	幸市民館・図書館	ホール	幸区
2	①	帰宅困難者一時滞在施設（集会所等）	高津市民館	ホール	高津区
3	①	帰宅困難者一時滞在施設（集会所等）	多摩市民館・図書館	ホール	多摩区
4	①	帰宅困難者一時滞在施設（集会所等）	麻生市民館・図書館	ホール	麻生区
5	①	帰宅困難者一時滞在施設（その他の市民利用施設）	川崎市平和館	屋内広場	中原区
6	①	帰宅困難者一時滞在施設（その他の市民利用施設）	総合教育センター	第1研修室	高津区
7-1	②	美術館	川崎市岡本太郎美術館	常設展示室	多摩区
7-2				企画展示室	
8	②	集会所等	川崎市国際交流センター	ホール	中原区
9	②	集会所等	男女共同参画センター	ホール	高津区
10	②	スポーツ施設	とどろきアリーナ	メインアリーナ	中原区

特定天井（イメージ図）

特定天井とは、日常立ち入る場所にある吊り天井であって、①6mを超える高さにあり、②その水平投影面積が200㎡を超え、③天井部材の重さが2kg/㎡を超えるもの。



吊り天井とは、構造耐力上主要な部分等から天井面を吊り材により吊り下げる構造の天井

